

令和6年 第6回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和6年6月25日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 2時10分 会長代理
5. 議長 会長 松本 清貴
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏 名	出欠席
1	清水 芳明	出席	東児玉 1	荒木 義雄	出席
2	根岸 利成	〃	〃 2	斉藤 茂	〃
3	茂木 清一	〃	〃 3	杉田 敏夫	〃
4	阿武 富士子	〃	〃 4	根本 三好	〃
5	中嶋 敬子	〃	松久 1	池田 進	〃
6	金井 美知子	〃	〃 2	岡田 克実	〃
7	長谷川 精一	〃	〃 3	佐藤 栄一	〃
8	中澤 啓二	〃	〃 4	中島 市郎	〃
9	松本 清貴	〃	大沢 1	櫻沢 幸代	〃
10	長滝 岳	〃	〃 2	富沢 光男	〃
11	深田 和也	欠席	〃 3	持田 克己	〃

農業委員会委員 出席：10名 欠席：1名 計：11名
農地利用最適化推進委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 松田 寛之 上田 禎礎
9. 会議進行状況

会 長	皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員10人、農地利用最適化推進委員11人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第6回会議を開きます。 会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に10番委員並びに1番委員を指名いたします。 会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。
議 長	第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局	3 ページ番号 1 をご覧ください。受入 大字〇〇△△△△番地△ 〇〇 〇〇 渡人 大字〇〇△△△△番地△ 〇〇 〇〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇 〇△△△△番△地目 畑 計 1 筆 3 4 6 m² 転用目的 自己用住宅 権利内 容 使用貸借権 許可日から 2 0 年間 申請内容 職業 会社員 6 3 . 1 3 m² 平屋建て 取得状況 平成 1 2 年 7 月 2 6 日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第 1 種農地 農用地区域外 宅地に接続 4 ページをご覧ください。大字〇〇地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 申請人は、実家にて母親と生活しています。以前から、独立した生活をした いと考えており、資金面の目途がついたこともあり自己用住宅の建設を考え、 母親に相談したところ、申請地を紹介されたそうです。 道路接続については、申請地西に 6 m の町道があり、そこから水道の取り出 しと、集排水管への排水となります。以上となります。ご審議をお願いいた します。
議 長	農地法第 5 条の規定による番号 1 を審議いたします。申請地は私の担当地区 ですので補足説明をさせていただきます。 先日申請人から連絡あり、現地を確認してきました。場所は〇〇小学校のすぐ 東側で周辺も家が並んでおり、宅地に適した土地ではないかと思います。特に問 題はないと思いますのでご審議の程、よろしく申し上げます。 次に、推進委員大沢 2 番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 大沢 2 番	場所は小学校のすぐ近くのため、問題はないのではないかと思います。ご審議 の程よろしくお願いいたします。
議 長	次に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないよ うですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 5 条の番号 1 につ いて、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。

	(農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 続きまして、農地法第5条の番号2について事務局より説明をお願いいたします。 事務局 3ページ番号2をご覧ください。受人 大字〇〇〇△△△番地△ 有限会社 〇〇〇〇〇〇 取締役 〇〇 〇〇 渡人 〇〇町大字〇〇〇△△△△番地 〇〇〇〇〇△ △△△号 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇〇字〇〇△△△ △番△ 地目 畑 1筆 933㎡ 転用目的 駐車場 権利内容 所有権 申請内容 職業・建設業等 従業員・来客用23台分 取得状況 平成25年4 月17日 相続 仮登記なし・抵当権あり ※抵当権者の承諾書が提出されて います 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続 6ページをご覧ください。大字〇〇〇地内の農地になります。次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 〇〇〇〇工業は平成17年に会社を設立し、土木事業を行っております。近年、建物解体事業も始め、業務拡大したことで請負業務量が増え、既存の資材置場と駐車場では手狭になってきたとのことです。駐車場を申請地にまとめ、既存の資材置場を整理し、安全性と利便性を高めたいとのことです。 以上となります。ご審議をお願いいたします。 議 長 農地法第5条の規定による番号2を審議いたします。農業委員8番より補足説明をお願いいたします。 8番委員 渡人は、以前から農地を処分しておりましたが申請地ともう1か所農地が残っております。申請地は耕作放棄地になっていて地元からも苦情が寄せられていた場所になります。今回、受人が駐車場として使いたいということでいいことではないかと思います。ご審議の程よろしくをお願いいたします。 議 長 次に、推進委員東兎玉1番より意見がありましたらお願いいたします。
--	--

推進委員 東児玉 1 番	8 番委員の言った通り以前は、耕作放棄地でしたが現状は、草はきれいになっております。受人は近くで事業拡大しているようですので特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 5 条の番号 2 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 5 条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第 5 条の番号 1 から番号 2 の案件につきましては許可相当と議決されました。
議 長	第 2 号議案 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	8 ページをご覧ください。美里町農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会です。町は農業振興地域整備計画の中で、農振農用地、いわゆる青地を定め指定しています。農用地である青地から、白地とする場合、つまり、計画から除外する場合は、法律の規定により農業委員会に意見を求めることが定められています。 次のページをご覧ください。番号 1 事業計画者 ○○ ○○ 変更目的 分家住宅 除外申請地は、大字○○○字○△△番△ 地目 畑 農振除外面積

	4 4 4 4 m²の内5 0 0 m² 農振除外の6 要件はすべて満たしています。 次ページをご覧ください。変更後の使用目的に係る資料と、位置図です。次ページをご覧ください。公図と配置図です。 申請者は、現在、夫婦で〇〇町のアパートで生活していますが、今後の子育て等を考え自己用住宅を計画したそうです。実家が大宇〇〇〇にあり、子育ての支援を受けやすいなどの理由で、申請地を選んだそうです。 当該案件は、農用地から除外が済んだ後、農地転用の申請がなされます。その際は、農地法に基づき改めてご審議いただきますので、よろしくお願いいたします。説明は以上です。
議 長	農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見について審議いたします。推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。 意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。質問がないようですから、採決したいと思います。農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見について、意見なしと回答してよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。 （農業委員全員挙手） 賛成全員につき、意見なしと決定します。 議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。 閉会を会長代理、お願いいたします。
会長代理	以上をもちまして、第6回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年6月25日

議 長

署名委員

署名委員